

# あそか苑まあや保育所重要事項説明書

## 1 事業所の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人明照会
事業者の所在地	伊丹市中野西1丁目18番地
事業者の連絡先	072-785-0109
代表者氏名	理事長 善 部 修

### (2) 事業所の概要

種別	小規模保育事業（A型）			
名称	あそか苑まあや保育所			
所在地	伊丹市中野西1丁目7-4			
連絡先	電 話：072-770-5203 F A X：072-744-6162			
施設長氏名	中 川 恵 美			
開設年月日	令和6年4月1日			
利用定員	3号認定	0歳児	1歳児・2歳児	合計
		3人	16人	19人
当園の基本理念・方針	<b>《基本理念》</b> ◇子どもたちの健やかな『心』と社会性を育み、人間形成の礎を築きます。 ◇子どもたちの個性や発達を大切にし、その子らしさを伸ばしていきます。 ◇保護者の支援とともに、地域における子育て家庭への支援の核となるよう社会的役割を果たしていきます。 <b>〈保育目標〉</b> ▽心と身体の健康 ▽おともだちと力を合わせて活動できる ▽あいさつができる			

	<p>▽相手を思いやる心を持つ</p> <p>▽自分から進んで取り組み、考え、表現できる</p> <p>▽物事を素直に感受し、よろこびや悲しみを共感できる</p> <p><b>&lt;保育方針&gt;</b></p> <p>○子どもの健康と安全を基本として、高齢者との関わりや友達とのふれあいの中で、思いやりと社会性を育み、子どもの健全な心を育てていきます。</p> <p>○子どもの特徴や意欲、発達過程を踏まえ、個人差に配慮しながら集団活動が円滑に行えるように進めます。</p> <p>○保護者との連携や、地域との交流を進めるなかで、子育てに関する助言や支援を通じて地域社会に貢献していきます。</p>
--	--

### (3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	4 3 0 . 7 4 m <sup>2</sup>
	園庭	6 2 . 9 8 m <sup>2</sup>
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延べ	4 7 2 . 5 4 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備考
保育室	3 室	ひよこ組：0歳児クラス    りす組：1歳児クラス うさぎ組：2歳児クラス
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
配膳室	1 室	
事務室	1 室	
調理室	1 室	
地域交流室	1 室	
多目的室（遊戯室、ホール）	1 室	

**(5) 職員体制 (令和6年4月1日 現在)**

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保育士	9人	3人	6人	
保育補助者	2人		2人	
事務職員	1人	1人		
栄養士	1人		1人	調理員兼務
調理員	2人		2人	
嘱託医	2人		2人	小児科医 1人 歯科医 1人

**(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等**

**【3号認定子ども (保育認定)】**

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時～18時 (11時間)
	保育短時間	8時30分～16時30分 (8時間)
	産前産後育休保育時間	9時～16時 (7時間)
延長保育	保育標準時間	18時～19時 (平日のみ)
	保育短時間	7時～8時30分 (平日のみ)
		16時30分～18時 (平日のみ)
一時保育	月～金曜日	9時～17時
開所時間	月～金曜日	7時～18時
	土曜日	7時～18時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始 (12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	伊丹市が定める利用者負担（保育料）		
行事費	行事に係る費用	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費徴収する。
保険加入に係る保護者負担	本事業所が加入する災害共済給付（日本スポーツ振興センター）の保護者負担分		年額 210円
教材費等	屋外活動用帽子 保育教材費等（2歳児：シール帳・シール含む）		1,100円 実費
その他	保育認定こどもの延長保育に係る利用者負担	保育標準時間認定 （11時間利用）	延長保育の申請：あり 月額4,000円 保育料第1階層 無料 保育料第2階層 月額1,000円  延長保育の申請：なし 18時を超え 18時30分まで 1回 1,000円 18時30分を超え19時まで さらに 1回 1,000円
		保育標準短時間認定 （8時間利用）	延長保育の申請：あり 月額500円 保育料第1階層 無料 保育料第2階層 無料

			延長保育の申請：なし 7時を超え 7時30分まで 1回 500円 以降8時30分まで 30分毎 500円  16時30分から 18時まで 上記と同様の取扱い
	保育認定こども の一時保育に係 る利用者負担	一時保育	1人当たり 日額 2,800円 (給食費含む)  生活保護受給世帯 無料  前年度の市町村民税 が非課税の世帯 1人当たり 日額 1,000円

- (注) 1 第1階層・・・利用子どもの保護者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者  
 又は児童福祉法第6条の4第1項の里親である世帯
- 2 第2階層・・・第1階層を除き当該年度分(延長保育を受けた月が4月から8月ま  
 での場合にあつては、前年度分)の市町村民税を課されない世帯

### (8) 支払方法

口座振替 (支払い期日 毎月27日)

### (9) 提供する特定地域型保育の内容等

①子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。
②特に、高齢者施設に併設している特性を生かして、高齢者との交流などを積極的に進め、社会性や思いやりなどを育みます。
③給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、子どもの健全な発育に必要な栄養量に配慮したものを提供します。(調理は、あらかじめ作成した献立表に従って行います。)
④給食は、児童の年齢に応じ、順次、提供するとともに、食物アレルギー等、体質に合わない食材にも配慮します。

### (10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	入園式・進級式
5 月	こいのぼり作成・掲揚
6 月	内科健診、歯科検診
7 月	七夕会、水遊び、保育参観
8 月	水遊び、夏のクッキング、個人懇談
9 月	敬老の日交流、秋まつり
10 月	遠足、ハロウィンの交流
11 月	運動会
12 月	クリスマス会、内科健診
1 月	冬のクッキング
2 月	節分豆まき
3 月	お別れ会、卒園式

#### 《保護者参加行事(予定)》

- ・ 入園式
- ・ 保育参観
- ・ 個人懇談
- ・ 秋まつり
- ・ 運動会
- ・ 卒園式(2歳児)

## ( 1 1 ) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【 3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	① 3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ② 保護者から退園の申出があったとき ③ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ④ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	① 登園は9時までをお願いします。 ② 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時までにアプリ「さくら days」にてご連絡ください。 ③ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には9時30分までに電話でご連絡ください。 ④ 熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ※熱がなくても、嘔吐やひどい下痢など、急な体調不良の場合は連絡しますので、お迎えをお願いします。 ⑤ 保育中の発熱等で、保護者の方への連絡が必要になることがありますので、出張、研修等で、通常の勤務先におられない場合は、いつでも連絡がとれるように、行き先や連絡先をお知らせ願います。

## ( 1 2 ) 嘱託小児科医

医療機関の名称	伊丹たかの小児科
医院長名	小 野 安 希
所在地	伊丹市大鹿4丁目59
電話番号	072-767-6568

### (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	うえだ歯科医院
医院長名	上 田 晃 己
所在地	伊丹市中野西4丁目66番地 辻田ビル1階
電話番号	072-773-4618

### (14) 緊急時における対応方法

<p>特定地域型保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

### 【管轄する消防署】

消防署名	伊丹市消防局 西消防署池尻出張所
所在地	伊丹市池尻3丁目55番地
電話番号	072-778-0119

### 【管轄する警察署】

警察署名	伊丹警察署
所在地	伊丹市千僧1丁目51-2
電話番号	072-771-0110

### (15) 非常災害対策

防火管理者	澤 岷 真 衣
消防計画届出年月日	令和6年4月1日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	桜台小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用LINE、専用メール、専用ホームページでの情報提供

## (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	熊澤 広子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	中川 恵美	園長
苦情解決第三者委員	鈴木 稲弘	連絡先：090-1073-8437
	木下 行徳	連絡先：090-5163-0270

### 【要望・苦情等への対応方法】

- (1) 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- (2) 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、伊丹市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、報告します。

## (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育中の事故に伴い、損害賠償請求者に支払うべき損害賠償金等
保険金額	1事故につき最大1億円

## (18) 個人情報の取り扱い

特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## (19) 連携施設

連携施設の名称	長尾保育所
連携施設の種類	認可保育所
連携協力の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 保育内容の支援</li><li>■ 園庭の開放</li><li>■ 合同保育</li><li>■ 保育に関する助言</li><li>■ 代替保育の提供</li><li>■ 卒園後の受け皿の設定</li></ul>

## (20) その他保護者に説明すべき事項

### ①土曜日の保育について

土曜日に保育を希望される方は、別に申請が必要となります。

(申請書は、当園からお渡しします。)

### ②薬の取り扱いについて

一般的な風邪薬や抗アレルギー剤などは、ご家庭での管理をお願いします。抗生物質の投与や、時間投与をする必要がある場合など、やむを得ず園で投与する必要がある場合は、与薬依頼票に必要事項を全て記入していただき、当日分だけ氏名を記入し、保育士に手渡し願います。

## 重要事項説明にかかる同意書

本事業所において保育の提供を開始するにあたり、「あそか苑まあや保育所重要事項説明書」及び「あそか苑まあや保育所のしおり（2024年度版）」を交付し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：あそか苑まあや保育所

所在地：伊丹市中野西1丁目7-4

説明者職氏名：施設長（園長） 中 川 恵 美

私は、「あそか苑まあや保育所重要事項説明書」及び「あそか苑まあや保育所のしおり（2024年度版）」を受領し、説明を受け、あそか苑まあや保育所利用にあたっての本書面の内容等を理解した上で、本書面記載事項・説明事項について同意します。

令和 年 月 日

児童氏名：

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：